

## 海面における特別採捕許可の申請要領

福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。）第47条の規定に基づく水産動植物の採捕に係る制限の適用除外の許可（以下「特別採捕許可」という。）のうち海面の採捕に係るものの申請は、以下の要領により行う。

### 1 申請に必要な書類

- (1) 特別採捕許可（変更許可）申請書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書等作業の内容がわかるもの（漁具図、採捕区域図、対象生物の種類など）
- (3) 漁業権者以外の者が申請する場合は漁業権者の同意書。ただし、国または地方公共団体が申請する場合は省略することができる。
- (4) 国または地方公共団体から委託を受けた調査会社が申請する場合は、委託の事実を証明できる書類  
※調査会社の本社以外（支所、支店等）が申請する場合は、決裁権の所在が分かる確認書及び会社の登記簿謄本（登記上の本社が責任を持って対応することの確認のため）

### 2 申請書の記載上の留意点

- (1) 目的  
具体的に記載されていること
- (2) 適用除外の許可を必要とする事項  
適用除外の許可を受けたい規則条項を記載すること
- (3) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名  
漁船登録のない船舶の場合、船舶検査証の写しを提出すること  
※漁船登録原簿の記載どおりに記載すること（船名、所有者名、トン数など）
- (4) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量  
採捕の対象となるすべての水産動植物名及びそれぞれの採捕数量が記載されていること（必要最小限の数量とする）
- (5) 採捕の期間  
採捕を行う予定の期間を記載し、当該期間中の採捕日数、採捕回数についてもなるべく記載すること
- (6) 採捕の区域  
実際に採捕を行う区域及び地点を記載し、採捕する区域の詳しい地図を添付すること
- (7) 使用漁具及び漁法  
採捕に使用する漁具及び漁法を記載し、不明な場合は写真又は構造図を添付すること  
※（6）、（7）については、事業計画書に記載の場合は省略可
- (8) 採捕に従事する者の住所及び氏名  
交代要員も含めて、従事する可能性のある者をもれなく記載すること。ただし、船舶の運航のみに従事し、採捕に関与しない者の記載は不要
- (9) 漁業法第132条第2項第4号の農林水産省令で定める場合に、漁業法施行規則第42条第1項の規定に基づき、試験研究又は教育実習のため特定水産動植物の採捕をする場合は別途、申請して知事の許可を受けること

### 附 則

この申請要領は、令和2年12月1日から施行する。

## 【参 考】

規則による制限又は禁止規定

- ・採捕期間（規則第 38 条）
- ・漁具及び漁法の禁止（規則第 34 条）
- ・漁具の積載禁止（規則第 36 条）
- ・禁止区域等（規則第 37 条）
- ・遊漁者等の漁具漁法の制限（規則第 43 条） など